

平成27年9月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成26年(行ウ)第3号 行政文書不開示処分取消請求事件
口頭弁論終結日 平成27年6月10日

判 決

主 文

- 1 本件訴えのうち、別紙記載の公文書の開示決定の義務付けを求める部分を却下する。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 処分行政庁が、原告に対し、平成24年6月11日付けでした部分開示(一部不開示)決定処分(危第558号)のうち、別紙記載の公文書を不開示とした部分を取り消す。

2 処分行政庁は、原告に対し、別紙記載の公文書の開示決定をせよ。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、原告が、福井県情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、福井県知事（処分行政庁）に対し、滋賀県が福井県の原子力発電所の重大事故を想定して放射性物質の拡散予測を独自に実施し、被告に情報提供した文書・資料の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行ったところ、別紙記載の文書（以下「本件不開示情報」という。）を不開示とする公文書一部公開決定（以下「本件一部不開示決定」という。）を受けたため、本件一部不開示決定のうち本件不開示情報を不開示とした部分の取消しを求めるとともに、本件不開示情報の開示決定の義務付けを求める事案である。

2 条例の定め

(1) 条例の趣旨等

地方自治の本旨に基づいた県政を推進するためには、県が、県政を負託している県民に対して、その諸活動の状況を説明する責務を全うすることが必要であり、このことは、同時に、県民の「知る権利」の実現に寄与することでもある。情報公開制度は、県がこのような「説明責務」を全うするための重要な制度であり、地方分権が進展し、今後ますます地方自治体と住民の自立と自己責任が求められていく中で、県民の理解と信頼を基本とする、公正で透明性の高い県政を実現する上においても、不可欠のものである。条例は、以上の考え方に立って制定されたものである。（前文）

(2) 定義

ア 実施機関

条例において「実施機関」とは、知事等をいう。（2条1項）

イ 公文書

条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し又は取得

した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、条例2条2項各号に掲げるものを除く。(2条2項)

(3) 実施機関の責務

実施機関は、条例に基づく公文書の公開を請求する権利が十分保障されるように、条例を解釈、運用しなければならない。(3条前段)

(4) 開示請求

何人も、条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。(5条)

(5) 開示義務

実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に条例7条各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(7条柱書)

(6) 不開示情報

不開示情報のうち、本件に係る部分は以下のとおりである。

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、(中略)その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(7条7号)

3 前提事実(当事者間に争いがないか、後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

- (1) 地域防災計画(原子力災害対策編)とは、原子力発電所の事故が起こった際の避難計画等のことであるが、これは、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲を定めるために、放射性物質拡散予測を踏まえ、UPZ(緊急時防護措置を準備する区域)とPAZ(予防的防護措置を準備する区域)の線引きを行い、その線引きを踏まえて策定されるものである(乙3の2、乙5、

7)。

- (2) 滋賀県は、独自に放射性物質拡散予測シミュレーション（以下「滋賀県作成シミュレーション」という。主に対象とされた地域は、福井県、岐阜県、三重県、滋賀県、奈良県、京都府、大阪府、和歌山県及び兵庫県である。）を作成し、滋賀県の担当者は、平成23年9月上旬頃及び同年11月中旬、被告の地域防災計画担当者宛てに、これを電子メールに添付して送信した（乙2，9の1・2，乙27）。本件不開示情報は、上記シミュレーションのうち、放射性物質拡散予測を地図上に示したもの（以下「放射性物質拡散予測図」という。）である（ただし、滋賀県の区域に係る部分を除く。）。
- (3) 大阪府は、平成24年3月、滋賀県から提供された放射性物質拡散予測図のうち、大阪府の区域に係る部分をホームページ上で公開し、京都府及び岐阜県は、同年6月頃までの間に、情報公開請求に対し、上記予測図のうち、それぞれ自府県の区域に係る部分について開示した。なお、上記予測図には、複数のパターンがあるとうかがわれるところ、大阪府が公開したものは、本件不開示情報とは内容の異なるものであり、京都府及び岐阜県が開示したものは、本件不開示情報と内容が同じであるか不明である。（甲3，4，11，12，乙30）
- (4) 滋賀県は、平成24年6月6日、情報公開請求に対して、放射性物質拡散予測図のうち、滋賀県及び大阪府の各区域に係る部分のみを一部開示し、その他の府県の区域に係る部分については不開示としたが、公開された放射性物質拡散予測図は、本件不開示情報とは内容の異なるものであった（乙9の2，乙16の2，乙31の1～17）。また、滋賀県は、同年11月5日、情報公開請求に対して、滋賀県、大阪府及び京都府の各区域に係る部分のみを一部開示し、その他の県の区域に係る部分については不開示とした。さらに、滋賀県は、同月14日、情報公開請求に対して、放射性物質拡散予測図のうち、滋賀県、大阪府及び京都府に加え、岐阜県の各区域に係る部分のみ

を一部開示し、その他の県の区域に係る部分については不開示とした。

(5) 原告は、平成24年5月28日、福井県知事に対し、条例に基づき、「福井県の原子力発電所の重大事故を想定し、滋賀県が独自に実施した放射性物質の拡散予測について、同県から情報提供された文書・資料の全部」について開示請求（本件開示請求）を行った。これに対し、福井県知事は、同年6月11日、本件開示請求に係る公文書のうち、本件不開示情報は、「滋賀県および福井県が行う防災対策に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」条例7条7号所定の不開示情報に該当するとの理由で、本件一部不開示決定（危第558号）をした。（甲1）

(6) 被告は、福井県公文書公開審査会から各府県の公開状況の回答を求められた平成25年3月中旬頃、大阪府、京都府及び岐阜県が自府県の区域についての放射性物質拡散予測図（滋賀県が提供したもの）を公開していたことを認識した（乙29、弁論の全趣旨〔被告準備書面(1)5頁〕）。

4 争点及び当事者の主張

(1) 争点

本件の主たる争点は、①本件一部不開示決定の違法性判断の基準時及び②本件不開示情報が条例7条7号所定の不開示情報に該当するか否かである。

(2) 当事者の主張

ア 争点①（本件一部不開示決定の違法性判断の基準時）について
（原告の主張）

処分時での評価を変更するのが妥当と認められる特段の事由がある場合には、例外的に、処分時の事情に固執すべきいわれはない。

被告は、本件第6回口頭弁論期日で陳述された被告準備書面(1)において、本件不開示情報のうち、被告の区域に係る部分については、早ければ原子力規制庁が放射性物質拡散シミュレーション（以下「拡散シミュレーショ

ン」という。)を公表した平成24年10月頃、また、大阪府、京都府及び岐阜県の各区域に係る部分については、これらの各府県が自府県の区域部分を公開したことを認識した平成25年3月頃には、不開示とすべき事由が消滅したと釈明した。したがって、福井県知事が行った本件一部不開示決定は取り消されるべきである。

(被告の主張)

本件一部不開示決定の違法性判断の基準時は、同処分がされた平成24年6月11日時点である。このように解釈することは、情報非公開処分取消訴訟の係属中に開示請求者が対象情報を入手したり、同訴訟の書証として対象情報が提出されたりした場合であっても訴えの利益が消滅しないとされていることとの整合性の観点からも妥当である。なお、原告は、本件不開示情報について再度の情報公開請求をすることなく本件一部不開示決定の取消しを求めているのであるから、処分時における同決定の適法性判断を求めているものと考えられる。

イ 争点②(本件不開示情報の条例7条7号該当性)について

(被告の主張)

本件一部不開示決定を行った当時、国による拡散シミュレーションの作成が予定されていたところ、当時の国の方針では、地域防災計画策定の前提となるUPZとPAZの線引きを、科学的に妥当と考えられる分析・評価を踏まえて、道府県、国、原子力事業者等の関係者の認識の共有を図った上で実施すべきものとされていた。

しかるに、本件不開示情報は、滋賀県が近隣他府県と事前協議等を行わずに独自に作成した滋賀県作成シミュレーションの一部であって、他府県との認識の共有化が図られていないものであり、また、被告において、科学的に妥当と考えられる分析・評価を踏まえたものであるか否かについて判断できないものであった。

以上を前提として、本件不開示情報が条例7条7号に該当すると判断した理由を、本件不開示情報のうち、福井県の区域に係る部分とそれ以外の区域に係る部分とに分けて述べると、次のとおりである。

(ア) 福井県の区域に係る不開示部分について

滋賀県作成シミュレーションは、前記のとおり被告において科学的に妥当と考えられる分析・評価を踏まえたものであるか否かについて判断できないものであるのに、本件不開示情報を開示すれば、同シミュレーションが一人歩きし、放射性物質が高濃度で拡散するとされている地域の住民に対して科学的根拠に乏しい不安を与えたり、逆に低濃度でしか拡散しないとされている地域の住民に対して科学的根拠に乏しい安心感を与えたりする事態が生じることが具体的に予測された。

また、多数の原子力発電所が設置され、その周辺に住む人も他府県に比べて圧倒的に多い福井県では、県民が原子力安全対策に関して極めて敏感であるから、他の地域に比して一層、地域防災計画策定事務の遂行に当たり県民に対する適切な説明を行うべき要請が強いのに、被告が十分な科学的根拠を示すことのできない本件不開示情報を開示すれば、県民の理解を得て上記事務を適正に遂行するのに著しい支障を及ぼすおそれがあった。

(イ) 福井県の区域以外（ただし、滋賀県部分を除く。）に係る不開示部分について

滋賀県作成シミュレーションは、前記のとおり他府県との認識の共有がされずに作成されたものであり、これを作成した滋賀県自身が、近隣府県との意見調整を行った結果、滋賀県の区域に係る部分以外は公開しないこととしたものであった。しかるに、福井県知事が滋賀県の区域に係る部分以外を開示すれば、被告と他府県との信頼関係が破壊され、関係府県間における地域防災計画の検討・協議に著しい支障を及ぼすおそ

れがあった。

なお、原告は、滋賀県作成シミュレーションを参照することにより精度の高い、実効性のある地域防災計画を作成することが可能になると主張するが、被告が地域防災計画を策定するに当たり同シミュレーションを参照することは、当時の国の方針に反し、許されなかったものである。

以上によれば、本件不開示情報を開示すれば、被告の地域防災計画策定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあったことは明らかである。

(原告の主張)

被告が地域防災計画を策定するに当たっては、国が作成する予定の拡散シミュレーションに限定せず、多面的な情報も踏まえる方が、精度が高く実効性のある計画を策定することができる。そして、本件不開示情報を含む滋賀県作成シミュレーションは、防災危機管理局と滋賀県琵琶湖環境科学研究センターが、拡散予測の前提条件も明示して科学的に妥当と考えられる分析・評価を踏まえて作成したものであって、県民の避難方法等、災害時における緊急の対処及び災害に対する未然の防止策を検討する際の一つの材料となり得る。したがって、本件不開示情報を開示することによって、被告における地域防災計画策定事務の適正な遂行に資することはあっても、実質的な支障を及ぼすおそれなどはなかった。

本件不開示情報が条例7条7号に該当しない理由を、本件不開示情報のうち福井県の区域に係る部分とそれ以外の区域に係る部分とに分けて述べると、次のとおりである。

(ア) 福井県の区域に係る不開示部分について

被告は、滋賀県作成シミュレーションが科学的に妥当と考えられる分析・評価を踏まえたものであるか否かを判断できないものであったと主張するが、被告には、県民の安全・安心について最大の責任を持つ行政当局として、提供者である滋賀県に問い合わせるなどして、提供された

情報について自ら確認する責務がある。したがって、それを怠って情報の信頼性に言及して開示しないという判断をすることは、行政当局としての怠慢にすぎない。

また、滋賀県の情報公開審査会においても、公開したことによって地域住民に対して混乱が生じたようなことはない旨報告されている。

(イ) 福井県の区域以外（ただし、滋賀県部分を除く。）に係る不開示部分について

被告の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるというには、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であるところ、本件一部不開示決定当時において、本件不開示情報のうち、大阪府はそのホームページにおいて大阪府の区域に係る部分を公開していたし、京都府及び岐阜県はそれぞれ自府県に対する情報公開請求に対して自府県の区域に係る部分を公開していたのであるから、近隣府県の協力や理解が得られなくなるなど悪影響が生じるといった、事務の適正な遂行に支障を及ぼす事態を招く可能性は、抽象的なものにすぎなかった。

なお、事務の「適正」な遂行に支障を及ぼすおそれがあるというには、公開のもたらす支障のみならず、公開のもたらす利益も比較衡量しなければならないところ、本件一部不開示決定は、滋賀県の区域に係る放射性物質拡散予測図のみを開示し、それ以外の府県の区域に係る部分を不開示としているために、放射性物質の拡散状況が分かりづらくなっており、かえって地域住民に不安感や安心感を与え、無用の混乱を生じさせるおそれすらあった。

以上によれば、本件不開示情報は、条例7条7号所定の不開示情報には該当しない。

第3 当裁判所の判断

1 争点①（本件一部不開示決定の違法性判断の基準時）について

そもそも取消訴訟は、行政処分に対する事後審査をその本質とするものであるから、処分後に事情の変化があった場合にも、裁判所は、処分後の事情の変化を考慮して、いかなる処分が正当であるかを判断すべきものではない（最高裁昭和25年（オ）第220号同27年1月25日第二小法廷判決・民集6巻1号23頁，最高裁昭和26年（オ）第412号同28年10月30日第二小法廷判決・裁判集民事10号331頁参照）。したがって、前提事実のとおり、被告が本件訴訟において、本件不開示情報について不開示とすべき事由が消滅している旨積明したこと（当裁判所に顕著）をもって、直ちに本件処分が違法となるものではなく、この点についての原告の主張は失当である。

2 争点②（本件不開示情報の条例7条7号該当性）について

(1) 認定事実

後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 滋賀県作成シミュレーションの作成に当たり、事故想定、拡散予測方法、気象条件その他の前提条件等についての近隣他府県との事前協議やSP E E D I等の他の予測システムを用いた場合との比較検討が行われた形跡はなかった（争いが無い。）。

上記シミュレーションのうち、平成23年9月上旬頃に送信されたものは、何らかの方法によって放射性物質の拡散予測をした結果と考えられたが、被告において、その予測方法や前提条件等は一切不明であった（乙9の1・2）。

また、上記シミュレーションのうち、平成23年11月中旬に送信されたものは、主に光化学スモッグ拡散予測のために用いられる大気シミュレーションモデルに基づき、かつ、滋賀県域に影響が大きくなると考えられる日に限定して拡散予測を示す資料であった（甲4，乙16の1・2）。

イ 内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室は、関係地方公共団体に対し、平成24年1月23付けの「国・地方の防災計画策定など今後の対応内容

とスケジュール（案）」（乙3の1）及び「地域防災計画（原子力災害対策編）策定に向けたガイドライン（案）」（乙3の2）を示し、同年4月に防災基本計画及び防災指針を改定する方針を明らかにした。これにより、関係地方公共団体には、地域防災計画の改定・策定が求められることになった。

上記ガイドライン案には、関係地方公共団体が地域防災計画の改定等のための災害想定の見直しを行うに当たり、原子力安全・保安院（組織再編後は原子力規制庁）及び独立行政法人原子力安全基盤機構が拡散シミュレーション等を実施して技術的支援を行う予定であることが明記されていた。

（以上、乙3の1・2）

ウ その後、前記改革準備室及び原子力安全・保安院原子力防災課は、関係地方公共団体に対し、平成24年3月14日付けの「地域防災計画（原子力災害対策編）策定ガイドライン（追補1）」（乙5）において、UPZとPAZの線引きは、科学的に妥当と考えられる分析・評価も踏まえたものとして決定されるべきである旨を示した。

上記ガイドラインにおいては、①UPZの目安（原子力発電所からおおむね30km圏）が隣接道府県に及ぶ場合、原子力防災への取組について、原子力発電所立地道府県と隣接道府県が連携して対応する必要性が高いため、隣接道府県が地域防災計画を策定する際には、立地道府県と隣接道府県の計画に不整合が生じないように、すり合わせを行うことが必要であること、②拡散シミュレーションも、事故の想定について、道府県、国、原子力事業者等の関係者の認識の共有を図った上で実施すべきであること、③同シミュレーションは、国の監督の下に独立行政法人原子力安全基盤機構が実施し、その結果を地域防災計画の検討・協議の場において示し、そこから得られる分析・評価を、道府県がUPZとPAZの線引きを決定する判断材料として活用すること等が明記されていた。（以上、乙5、6）

エ 原子力規制庁は、平成24年10月、拡散シミュレーションを公表した（乙7, 8）。

(2) 条例7条7号の解釈・適用の在り方

条例7条7号は、県、国等の行う事務又は事業に関する情報のうち、公開することにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては公開しないことができるとする旨の規定であるところ、当該情報の公開によって当該事務又は事業の執行にどのような影響が及ぶかは、行政事務の全容を把握した上でないと的確な判断ができない場面があり、また、過去の行政事務の運営経験を土台にした予測的な判断を必要とするものであることに鑑みれば、上記不開示情報に当たるか否かの判断については、情報公開の実施機関の裁量が一定程度認められるべきものである。もつとも、実施機関の専ら主観的判断に委ねたのでは、県民の公文書公開請求権が十分保障されるように解釈・運用することを定めた条例3条前段及び条例前文の趣旨に反することになる。

したがって、条例7条7号所定の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、当該情報の公開により当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことについて客観的な危険性が認められるものをいい、この点に関する実施機関の裁量的判断に合理性が認められる限り、これを違法とすることはできないと解するのが相当である。

以上を前提として、本件不開示情報を開示することにより、被告における地域防災計画策定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとした福井県知事の判断に合理性が認められるかを以下検討する。

(3) 本件不開示情報のうち福井県の区域に係る部分について

ア 原子力災害に関する地域防災計画は、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲を定めるために、災害時における放射性物質の拡散予測を踏まえて策定されるものである（前記前提事実(1)）ところ、このような地域防災

計画策定事務の内容に照らすと、その事務を遂行するに当たっては、十分な科学的根拠に基づいた放射性物質拡散予測のシミュレーションを示した上で、県民の適切な理解を得る必要があると認められる。取り分け、原子力発電所が複数設置され、その周辺の住民も多数に上る福井県においては、原子力行政や原子力災害に係る防災計画に対する県民の意識が高いとうかがわれることも踏まえれば、被告において、納得性や実効性のある地域防災計画を策定するためには、県民に対して適切な説明を行う必要性が高いというべきである。国が示したガイドラインにおいても、科学的に妥当と考えられる分析・評価を踏まえた地域防災計画の策定が要請されている（前記認定事実ウ）が、同様の趣旨に出たものと考えられる。

しかるに、前記認定事実アのとおり、滋賀県作成シミュレーションは、事故想定、拡散予測方法、気象条件その他の前提条件等について近隣他府県との事前協議を経て作成されたものではなく、同シミュレーションのうち、平成23年9月上旬頃に送信された部分は、予測方法、前提条件等が被告には一切不明なものであり、同年11月中旬頃に送信された部分は、その記載内容から作成経過を一応看取することはできるものの、放射性物質の拡散予測に本来用いられるべきSPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）とは異なり（甲4の3頁参照）、主に光化学スモッグ拡散予測に用いられる大気シミュレーションモデルに基づくものであり、SPEEDIその他の予測システムを用いた場合との比較検討がされた形跡もない上、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日に限った拡散予測を示すものにすぎなかったというのである。

それにもかかわらず、被告において上記のように科学的根拠が不明又は不十分な情報を開示すれば、県民に対して、その情報に関して適切な説明を行い得ないばかりか、その居住している地域における放射性物質拡散の危険性について不当な安心感又は不安感を与えることにもなりかねない。

また、滋賀県作成シミュレーションが、後に公表される予定であった拡散シミュレーションと大きく異なる場合等には、後者に基づく地域防災計画の策定に県民の理解を得ることが難しくなる可能性もあながち否定はできない。

以上によれば、本件不開示情報のうち、福井県の区域に係る部分を開示すると、被告の地域防災計画策定事務の適正な遂行に支障を及ぼす危険性があるとの福井県知事の判断には、合理性があったというべきである。

イ これに対し、原告は、滋賀県の情報公開審査会において、滋賀県や京都府が自府県の区域に係る部分を公開しても、地域住民に混乱がない旨報告されていることを指摘するが、その報告は、本件一部不開示決定の1年以上後に行われたものであること（甲3）や、上記のとおり福井県内に複数の原子力発電所が設置されていることから生じる被告における地域防災計画策定事務の特殊性を踏まえれば、これをもって直ちに、本件一部不開示決定が、その時点において、福井県知事の裁量の範囲を逸脱して違法であったとまではいえない。

(4) 本件不開示情報のうち福井県の区域外に係る部分（ただし、滋賀県の区域に係る部分を除く。）について

ア 原子力関連施設において過酷事故が起こった場合、放射性物質が県域を越えて拡散していくことが予測されるから、地域防災計画を策定するに当たっては、近隣道府県、国、原子力事業者ら関係者間の協働が必要とされる面があり、前記認定事実ウのとおり、国が策定したガイドラインにおいても、隣接道府県が各々地域防災計画を策定する際には、各計画に不整合が生じないように、すり合わせを行うことが必要である旨や、事故の想定について関係者の認識を共有した上で拡散シミュレーションを実施すべきである旨などが示され、さらに、拡散シミュレーションは、地域防災計画の検討・協議の場において開示することが予定されていたのである。そして、

証拠（甲2，乙2，4）によれば，被告も，本件一部不開示決定当時，上記ガイドラインに従い，拡散シミュレーションを踏まえた地域防災計画の策定を行うことを予定していたと認められる。

以上のように，近隣道府県が協働・調整して遂行すべき地域防災計画策定事務の内容や性質に鑑みると，滋賀県作成シミュレーションのうち，福井県の区域に係る部分は不開示としながら，近隣府県の区域に係る部分（ただし，滋賀県の区域に係る部分は除く。）については開示することとした場合には，地域防災計画の策定に当たって近隣府県の協力を得ることが難しくなる可能性は否定できないというべきであるから，福井県知事において，上記部分を開示するのは相当ではないと判断したとしても，直ちにこれを不合理とすることはできない。実際，滋賀県自身でさえ，前記前提事実(4)のとおり，本件一部不開示決定後である平成24年11月14日に至っても，滋賀県並びに既に公開又は開示されていた大阪府，京都府及び岐阜県の各区域に係る部分以外は公開していなかったのであって，このことは，独自の判断で他府県に係る部分を公開することによって近隣府県の協働や調整が困難になる可能性を示唆するものと考えることができる。

以上によれば，本件不開示情報のうち，福井県の区域外に係る部分を開示すると，被告の地域防災計画策定事務の適正な遂行に支障を及ぼす危険性があるとの福井県知事の判断には，合理性があったというべきである。

イ これに対し，原告は，本件一部不開示決定当時において，滋賀県作成シミュレーションのうち，大阪府，京都府及び岐阜県の各区域に係る部分については，各府県が自ら公開又は開示していたのであるから，福井県知事において，これらの府県の区域に係る部分を開示しても，その事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性は抽象的なものにすぎなかったなどと主張する。

しかしながら，①証拠（甲4）によれば，滋賀県が滋賀県作成シミュレ

ーションを他府県に提供した際、それら他府県の中には、自己の区域に係る部分を公開しないことを求める府県があったと認められ、そのことは被告も承知していたとうかがわれること、②既に認定・説示したとおり、滋賀県作成シミュレーションは、被告にとって科学的根拠の不明又は不十分なものであったこと、③前提事実のとおり、被告は、本件一部不開示決定がされた当時、大阪府、京都府及び岐阜県の公開・開示の状況を認識していなかったことに照らすと、原告の上記主張を考慮しても、福井県知事の前記載量的判断には、なお合理性があったというべきである。

(5) まとめ

以上検討したところによれば、原告のその余の主張を踏まえても、福井県知事が、本件一部不開示決定当時において、本件不開示情報を開示することにより被告における地域防災計画策定事務の適正な遂行に支障を及ぼす客観的な危険性がある旨判断した点について、その裁量の範囲を逸脱した違法があるとはいえない。

そうすると、本件不開示情報が条例7条7号所定の不開示情報に該当するものとして、これを不開示とした本件一部不開示決定は、適法であると認められる。

3 本件不開示情報を開示する旨の決定の義務付けを求める訴えの適法性について

本件訴えのうち、本件不開示情報を開示する旨の決定の義務付けを求める部分は、行政事件訴訟法3条6項2号所定の義務付け訴訟であるところ、本件一部不開示決定が取り消されるべきものでないことは前示のとおりであるから、上記部分は、同法37条の3第1項2号の要件を満たさない。

したがって、その余の点について判断するまでもなく、本件訴えのうち、上記部分は不適法なものとして却下を免れない。

第4 結論

以上によれば，本件訴えのうち，本件不開示情報の開示決定の義務付けを求める部分は不適法であるから却下し，原告のその余の請求は理由がないから棄却することとし，主文のとおり判決する。

福井地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 林 潤

裁判官 山 口 敦 士

裁判官 三 宅 由 子

(別紙)

下記の対象公文書1から対象公文書8までの分布図(表題, 凡例および滋賀県の区域の部分を除く。)

- 1 対象公文書1 Layer 1 NAI [2] [2] = 0515
- 2 対象公文書2 Layer 1 NAI [2] [2] = 0216
- 3 対象公文書3 大気シミュレーションモデルによる放射性物質拡散予測
甲状腺被ばく等価線量最高濃度分布図(美浜発電所)
- 4 対象公文書4 大気シミュレーションモデルによる放射性物質拡散予測
甲状腺被ばく等価線量基準超過出現回数分布図(美浜発電所50mSv以上出現頻度)
- 5 対象公文書5 大気シミュレーションモデルによる放射性物質拡散予測
甲状腺被ばく等価線量基準超過出現回数分布図(美浜発電所100mSv以上出現頻度)
- 6 対象公文書6 大気シミュレーションモデルによる放射性物質拡散予測
甲状腺被ばく等価線量最高濃度分布図(大飯発電所)
- 7 対象公文書7 大気シミュレーションモデルによる放射性物質拡散予測
甲状腺被ばく等価線量基準超過出現回数分布図(大飯発電所50mSv以上出現頻度)
- 8 対象公文書8 大気シミュレーションモデルによる放射性物質拡散予測
甲状腺被ばく等価線量基準超過出現回数分布図(大飯発電所100mSv以上出現頻度)

これは正本である。

平成27年9月9日

福井地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 坂野光子

